

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年6月16日(2016.6.16)

【公開番号】特開2015-204968(P2015-204968A)

【公開日】平成27年11月19日(2015.11.19)

【年通号数】公開・登録公報2015-072

【出願番号】特願2014-86503(P2014-86503)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】平成28年4月26日(2016.4.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1面側に装着され且つ底面に複数の端子が配列された底面端子型電子部品と、

第2面側に装着される複数の個別電子部品と、

を有する電子回路基板を備え、

前記電子回路基板上に前記個別電子部品の情報を示す識別情報が表記された遊技機において、

前記個別電子部品は、

前記底面端子型電子部品の裏面側の位置以外に装着された第1電子部品と、

前記底面端子型電子部品の裏面側の位置に装着された複数の第2電子部品と、に構成され、

前記識別情報は、

前記第1電子部品から第1距離を介して該第1電子部品の近傍に表記された該第1電子部品の情報を示す第1識別情報と、

前記複数の第2電子部品からなる第2電子部品群から前記第1距離より長い第2距離を介して、前記底面端子型電子部品の裏面側の位置以外に表記された複数の第2識別情報からなる第2識別情報群と、を有し、

前記第2識別情報群は、前記第2電子部品群の装着範囲に比べて表記範囲が大となるように表記されている

ことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記第2電子部品群の周囲に、部品囲い線が表記され、

前記第2識別情報群の周囲に、識別情報囲い線が表記され、

前記装着範囲は前記部品囲い線により形成され、前記表記範囲は前記識別情報囲い線により形成されている

ことを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0005】**

本発明に係る遊技機は、第1面側に装着され且つ底面に複数の端子が配列された底面端子型電子部品と、第2面側に装着される複数の個別電子部品と、を有する電子回路基板を備え、前記電子回路基板上に前記個別電子部品の情報を示す識別情報が表記された遊技機である。前記個別電子部品は、前記底面端子型電子部品の裏面側の位置以外に装着された第1電子部品と、前記底面端子型電子部品の裏面側の位置に装着された複数の第2電子部品と、に構成され、前記識別情報は、前記第1電子部品から第1距離を介して該第1電子部品の近傍に表記された該第1電子部品の情報を示す第1識別情報と、前記複数の第2電子部品からなる第2電子部品群から前記第1距離より長い第2距離を介して、前記底面端子型電子部品の裏面側の位置以外に表記された複数の第2識別情報からなる第2識別情報群と、を有し、前記第2識別情報群は、前記第2電子部品群の装着範囲に比べて表記範囲が大となるように表記されている。

また遊技機は、前記第2電子部品群の周囲に、部品囲い線が表記され、前記第2識別情報群の周囲に、識別情報囲い線が表記され、前記装着範囲は前記部品囲い線により形成され、前記表記範囲は前記識別情報囲い線により形成されている。

また遊技機は、電子回路基板が取り付けられている遊技機であって、前記電子回路基板は平面形状が略方形とされ、前記電子回路基板上に、平面形状が略方形であって、略方形の各辺が前記電子回路基板の各端辺に対して非平行となる斜め状態で装着されている電子部品を有するようにしてもよい。

斜め状態で装着されている電子部品を設けることにより、電子回路基板上の各電子部品間の配線パターンの引き回しを容易化する。また斜め状態の部品を含むことで、基板上の各部品の視認上の区別が容易となる。

【手続補正3】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0006****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0006】**

本発明に係る遊技機は、平面形状が略方形であって、略方形の各辺が前記電子回路基板の各端辺に対して平行となる状態で装着されている他の電子部品を、さらに有することが望ましい。

電子回路基板の各端辺に平行な他の電子部品の側からみると、斜め状態の電子部品の2つの辺が見えやすい方向関係となる。これによりこれらの電子部品間の配線パターンの引き回しが容易化される。

また遊技機は、前記電子回路基板上には、装着されている個別の電子部品の情報を示すための識別情報が視認可能に表記されるとともに、識別情報を形成する文字列の方向は、対応する電子部品の長辺と平行となる方向とされていることが望ましい。

これにより斜め状態で装着されている電子部品については識別情報の文字列も斜めになり、基板各端辺に平行状態で装着されている電子部品については識別情報の文字列も並行となるため、識別情報と部品の対応関係がわかりやすくなる。

また遊技機は、前記電子回路基板は、識別情報を形成する文字の上下方向が、遊技機本体の上下方向とは逆方向とならない状態で、遊技機に取り付けられていることが望ましい。これにより遊技機に装着された状態での識別情報の視認性を高める。

【手続補正4】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0102****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0102】**

また特に図18Aのように囲い線32で囲われた識別情報群27における複数の識別情報25について第3距離K3をもって表記することで、識別情報群27の範囲を囲い線32により一層明確化したうえで、各識別情報25を見やすくでき、かつ電子部品21との対応の認識性を良好とできる。

なお、以上において第3距離K3とは、特定の値の距離を指すものではない。第3距離K3は、隣接する識別情報25の間の表記間隔である。本実施の形態では、この第3距離K3が第2距離K2'（又はK2でもよいが）との比較として短いと認識される距離となっているものである。

また必ずしも基板10上の全ての識別情報群27において、識別情報25の間が第3距離とされていなくてもよい。例えばそれが識別情報25とされた複数の文字列が、縦方向にのみ並べられている場合、第3距離K3を考えなくても良い。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0119

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0119】

図20A、図20Bで説明する。図20Bは例えば基板10の第一主面10x、図20Aは第二主面10yを示している。ここでは「C101」等の識別情報25を例示したが、いずれの識別情報25も、端辺12を基準としたものか、端辺13を基準としたもののいずれかである。

即ち長辺が端辺12に平行な電子部品21に対応する識別情報25は、文字列方向が端辺12と平行とされ、端辺12が下側（矢印DR1で示す方向が上方）となる。

長辺が端辺13に平行な電子部品21に対応する識別情報25は、文字列方向が端辺13と平行とされ、端辺13が下側（矢印DR2で示す方向が上方）となる。

個々の電子部品21に対する識別情報25のそれぞれが、第1端辺基準と第2端辺基準のいずれかになるということは、全ての識別情報25の表記は、2つの辺（端辺12と端辺13）側から見て読み易い状態となっていることになる。

また文字列方向が電子部品21の長辺と平行になるため、電子部品21と識別情報25の対応関係も把握しやすい。

これにより識別情報25の対応関係を明確にし、かつ識別情報25が読み取りやすいようになる。

【手続補正6】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図 20】

